

議案第77号

みよし市図書館学習交流プラザ設置条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年11月30日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、第7次みよし市行政改革アクションプランにおける受益者負担の適正化により、図書館学習交流プラザの生涯学習センターの施設等の使用料の額を改正するため必要があるからである。

みよし市図書館学習交流プラザ設置条例の一部を改正する条例

みよし市図書館学習交流プラザ設置条例（平成27年みよし市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第1会議室1の項中「790」を「760」に改め、同表会議室2の項中「730」を「760」に改め、同表講座室2の項中「910」を「900」に改める。

別表第2移動式プロジェクターの項中「630」を「420」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、同年1月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前に施行日以後の利用の許可を受けた者からは、改正前のみよし市図書館学習交流プラザ設置条例の規定にかかわらず、施行日前においても当該利用に係る改正後のみよし市図書館学習交流プラザ設置条例に定める額の使用料を徴収する。

みよし市図書館学習交流プラザ設置条例の一部改正新旧対照表

改正案				現行			
(使用料)				(使用料)			
第9条 利用者は、別表第1及び別表第2に掲げる使用料を、利用しようとする日までに納付しなければならない。				第9条 利用者は、別表第1及び別表第2に掲げる使用料を、利用しようとする日までに納付しなければならない。			
別表第1 (第9条関係)				別表第1 (第9条関係)			
生涯学習センター使用料				生涯学習センター使用料			
(単位 円)				(単位 円)			
区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時(日曜日にあつては、午後6時)まで	午後5時から午後9時まで	区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時(日曜日にあつては、午後6時)まで	午後5時から午後9時まで
研修室兼軽運動室1の項から美術室の項まで 略				同左			
会議室1	<u>760</u>	<u>760</u>	<u>760</u>	会議室1	<u>790</u>	<u>790</u>	<u>790</u>
会議室2	<u>760</u>	<u>760</u>	<u>760</u>	会議室2	<u>730</u>	<u>730</u>	<u>730</u>
会議室3の項及び講座室1の項 略				同左			
講座室2	<u>900</u>	<u>900</u>	<u>900</u>	講座室2	<u>910</u>	<u>910</u>	<u>910</u>
講座室3の項以下 略				同左			
備考 略				備考 略			
別表第2 (第9条関係)				別表第2 (第9条関係)			
附属設備使用料				附属設備使用料			
(単位 円)				(単位 円)			
種類	使用区分	使用料	摘要	種類	使用区分	使用料	摘要
陶芸窯の項 略				同左			
移動式プロジェクター	1回1式につき	<u>420</u>	スクリーンを含む。	移動式プロジェクター	1回1式につき	<u>630</u>	スクリーンを含む。
備考 略				備考 略			